

議案第4号

工事請負契約の変更について

新居浜市庁舎大規模改修機械設備工事の請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

工事期間 令和5年9月22日から令和9年3月31日まで

提案理由

新居浜市庁舎大規模改修機械設備工事の請負契約について、工事期間を変更するため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。